

掲示期間 10.10 - 10.19

新潟市北区郷土博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 43 号

新潟市北区郷土博物館条例の一部を改正する条例

新潟市北区郷土博物館条例（平成 16 年新潟市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「国民の休日」を「休日」に改める。

第 8 条を次のように改める。

（観覧料等）

第 8 条 展示室及び展示ホールにおける展示（特別展示室兼集会室における企画展示を含む。）を観覧しようとする者から別表に掲げる観覧料を徴収する。

2 特別な展示を行う場合は、特別な展示を観覧しようとする者から市長がその都度定める観覧料（以下「特別観覧料」という。）を徴収することができる。

3 第 6 条の許可に係る使用料は、無料とする。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（観覧料等の徴収の時期）

第 8 条の 2 観覧料及び特別観覧料（以下「観覧料等」という。）は、観覧するときに徴収する。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、別に観覧料等の納付期日を定めることができる。

第 9 条（見出しを含む。）及び第 10 条（見出しを含む。）中「特別観覧料」を「観覧料等」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 8 条関係）

区分	観覧料の額（1人1回につき）（円）	
	個人	団体（20人以上）
一般	260	200
大学生・高校生	130	100

備考

- この表において「一般」とは、大学生・高校生以外の者で15歳以上のもの（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校、中等教育学校の前期課程及びこれらに準ずる学校の生徒を除く。）をいう。
- この表において「大学生・高校生」とは、学校教育法に定める大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程及びこれらに準ずる学校の学生、生徒等をいう。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。